

外国人技能実習制度の ご案内

地域振興と産業の活性化を図るために、外国人技能実習事業を実施致しています。

この制度は、開発途上国に対しその企業の持つ技術・技能等を技能実習生に修得させ、それぞれの国の経済発展を担う人材育成に貢献すると共に、企業の活性化と生産性への貢献等に対応することが出来ます。

この制度をご利用になりたい方、若しくは興味がある方は下記までご連絡下さい。

連絡先 師崎商工会・東海愛知経営支援協同組合

住所 愛知県知多郡南知多町大字
片名字新師崎8-3

電話 0569-63-0064

F A X 0569-63-2141

外国人技能実習制度の概要

●「外国人技能実習制度の趣旨」

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下「技能等」という。）を修得させようとするニーズがあります。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。

この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。「外国人技能実習制度」の利用によって、以下に役立ててもらうことにしています。

- 1.技能実習生は、修得技能と帰国後の能力発揮により、自身の職業生活の向上や産業・企業の発展に貢献
- 2.技能実習生は、母国において、修得した能力やノウハウを発揮し、品質管理、労働慣行、コスト意識等、事業活動の改善や生産向上に貢献
- 3.我が国の実習実施機関等にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化、生産に貢献

●受入れのできる職種 68 職種 126 作業

(製造業及び食品製造業)

◎機械・金属関係等

鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て

◎食品製造関係

缶詰巻締、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造

◎繊維関係

紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具制作、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、

◎その他の製造関係

家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装、塗装、溶接

◎施設園芸

◎養鶏・養豚

◎建設関連

●滞在期間

技能実習 1 号 1 年十技能実習 2 号 2 年の合計 3 年です。

上記の職種以外は研修 1 年だけの滞在となります。

●受入れできる国

当監理団体（商工会・組合）では次の送出国から受入を行っております。

- ①中華人民共和国、②ベトナム社会主義共和国、③インドネシア共和国

●受入れのできる人数(1社当たり)

常勤従業員数 (パートを除く)	50人以下	51人～100人	101人～200人	201人～300人
技能実習生受入れ可能人数	3人まで	6人まで	10人まで	15人まで

※常勤従業員2人以下の企業の場合、常勤従業員数を超える人数を受入れることはできません。

●受入申込の承認について

技能実習生受入事業の申込を受けた企業は、内部委員会にて協議の上申込の可否を決定する。

●その他

◎実習指導員(5年以上の職務権限を有する常勤の従業員)の配置

◎生活指導員の配置

◎技能実習生用宿舍の提供

- ・目安として6畳1間に2人以下
- ・寝具、調理器具、食器など
- ・台所、トイレ、シャワー設備
- ・水道、光熱費等

◆技能実習生を受入れるまで

商工会・協同組合				内 容
3～5月	6～9月	10～12月	1～2月	技能実習生受入れ申し込み
6月下旬	11月初旬	2月初旬	4月初旬	送出し国訪問技能実習生選抜
7月	11月	2月	4月	実習実施機関に関する各種書類取り揃え
8月	12月	3月	5月	在留資格認定証明書交付申請
12月末	4月末	7月末	9月末	在留資格認定証明書発行(入国管理局)
2月	6月	9月	11月	入国

◆講習及び技能実習の流れ(3年)

		12月分の1月	8月目まで	9月目	10月目	11月目	12月目
1年目	技能実習1号(1年)	講習 172時間～ 176時間		技能実習移行希望提出		在留資格変更申請 (JITCO評価) 検定試験 技能実習計画提出	在留資格変更許可
2年目	技能実習2号(1年目)			技能実習期間延長希望届提出		在留期間更新申請 (JITCO評価) 適正化評価	在留期間更新許可
3年目	技能実習2号(2年目)						技能実習終了

技能実習生受入に係る費用

1. 入国時

- ①外国人技能実習生受入初期費用 技能実習生1人当たり約 75,000 円(渡航費約 40,000 円～60,000 円、技能実習生保険(死亡 1500 万円他)約 33,180 円/37ヶ月分)
- ②講習費用 技能実習生1人当たり約 35,800 円(寮費 20,000 円(水道光熱費含む)、講習時昼食事代 8,800 円(22日分)、雇入れ時の健康診断費 7,000 円)
 ※入寮しない場合は、寮費 20,000 円は不要。(自社寮より通学の場合は③)
- ③自社寮費用等負担 入国後約1ヶ月の講習中は、寮費及び寮での水道光熱費について実習実施機関が負担。(実習実施機関(受入企業)の負担。)
- ④講習手当 技能実習生1人当たり 60,000 円/約1ヶ月(生活費)
- ⑤その他 JITCO 年会費 50,000 円～(資本金①3000 万円以下、②3000 万円以上、③3 億円以上)

2. 月費用

- ①管理費(毎月)
 - ・技能実習生1人当り約 20,000 円～28,000 円 ※訪問距離等によって異なります。
(内訳:送出し機関手数料、事務手数料)
- ②賃金月額
 - ・技能実習生1人当り約 140,000 円

3. その他費用

- ・技能実習移行試験費用: 技能実習生1人当り約 20,000 円 (入国1年目のみ1回)
- ・帰国渡航費用: 技能実習生1人当り約 50,000 円～60,000 円

科 目	支 払 額	控 除 額	内 容
賃 金 (最低保障)	約 140,000 円 (時給約 800 円) 参考: 超勤 1000 円 (※但し、産業別最低賃金が業種によって採用される場合があります。)	社 会 保 険 料・所得税・ 住民税	所得税等※中国は非課税。ベトナム・インドネシアは課税の場合があります。 最低手取り保障金額<参考>月額基準賃金が約 140,000 円としますと、基準賃金から各種控除後、70,000 円(2年目)・80,000 円(3年目)を手取り保証して下さい。ただし、超過勤務手当は別に上積みする。
宿舎費等		水道光熱費 を含み 例として 約 15,000 円	月額基準賃金(約 140,000 円)から社会保険等の本人負担分を控除後、70,000 円・80,000 円を下回る場合は、宿舎費等の徴収を調整し最低保証額の確保をお願いします。
そ の 他			JITCO 会費・送出し機関管理費、事務費等 50,000 円～/年 <u>20,000 円～28,000 円/月</u> ※技能実習生保険は強制(2014.6.1 現在) 帰国渡航費約 50,000 円
労基法等			最低賃金法・労働基準法など労働関係法令は遵守してください。

4. その他

- ・家財一式

<参考> 宿舎において用意する備品類

1. 研修生個人に貸与する什器備品類

- (1) 寝具類
 - ・敷き布団, 掛け布団, 毛布各1枚
- (2) 衣類収納ケース
 - ・ファンシーケース, 下着類収納ボックス(ケース), ハンガー5本, 洋服ダンス
- (3) 食器類(弁当箱, 茶碗, 丼, 皿, 箸, 麵棒, 小麦練り板)
- (4) その他
 - ・自転車(パンクセット, 空気入れ), 雨ガッパ, ぞうきん, ふきん各2枚

2. 各部屋に用意する備品類(1人部屋, 相部屋を問わない)

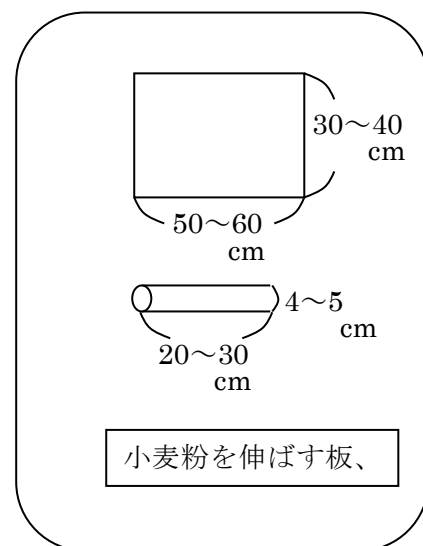
- (1) 冷暖房器具
 - ・扇風機, 石油ファンヒーター等, こたつ
- (2) 照明器具
 - ・部屋の大きさによるが原則として30ワット2本の照明器具
- (3) テレビ等
 - ・中古のものでよい(各企業において使用していないものを利用)
- (4) その他
 - ・テーブル, いす, やかん, ポット, ドライヤー

3. 宿舎全体で用意する備品類

※宿舎の大きさ, 入居人数により1台とは限らない。

- (1) 洗濯機
 - ・中古でもよい
- (2) 物干し
 - ・物干し竿, 物干し用ハンガー
- (3) 掃除機
- (4) 炊飯器(炊飯ジャー式のものがよい)
- (5) 厨房施設
 - ・流し台, ガスコンロ, 包丁(菜切り, 文化)まな板, なべ類~中華なべ(ふた付き), 大型のなべ等
 - ・むし器(大型蒸籠2段以上)
 - ・冷蔵庫(大型のもの)
 - ・電子レンジ(ガス代節約のため)
- (6) 食器棚
- (7) シャワー施設
- (8) 消火器

(注) ※以上のような備品類の中で, 各企業において不要品等があれば, そうした中古で結構です。



外国人技能実習生受入申込書

【事業所の概要】

所在地	〒	T E L	
事業所名		F A X	
代表者名	(年 月 日生) ⑩	資本金	
業 種		常 勤 従業員数	

受入希望 人数	受入希望 学歴	受入希望 職歴	技能実習作業内容及び募集要件（職種を具体的に記入）
人			

【貴事業所の状況を把握するため、下記のことについてお答え下さい。】

- 過去2年間において国税の納付を・・・・・・・・（している・していない）
- 労働保険に加入を・・・・・・・・（している・していない）
- 源泉徴収事務を・・・・・・・・（している・していない）
- 技能実習生の宿舍の用意を・・・・・・・・（出来る・出来ない）
- 過去3年間に不法労働者を雇用して入国管理局の摘発を・・・（受けた・受けていない）

◆技能実習生受入予定企業必要書類（後目下記の書類が必要となります）

- ①会社の登記簿模謄本（個人企業の場合は、住民票）
- ②損益計算書・貸借対照表（直近の年度）
- ③常勤職員数を明らかにする資料【労働保険概算・確定保険料申告書写し】

外国人技能実習生受入申込書（記入例）

【事業所の概要】

所在地	〒470-3502 愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎8番地の3	T E L	0569-63-0064
事業所名	師崎株式会社	F A X	0569-63-2141
代表者名	代表取締役 師崎太郎 印 (昭和 〇年 △月 ×日生)	資本金	200,000,000
職種及び作業	(職種) 食品製造/非加熱性水産加工食品 (作業) 乾製品製造・干物加工	常勤従業員数	5人 内役員数(4人)

受入希望人数	受入希望学歴	受入希望職歴	技能実習作業内容及び募集要件（職種を具体的に記入）
3人	高校卒業以上	非加熱性水産加工	(技能実習内容) 干物加工（アジ・サバ・カワハギ等） (募集要件) ・手先が器用な人、まじめな人、おとなし人 (※上記のように、希望があれば記入して下さい。送出し機関が、その希望に該当する人を選抜します。)

【貴事業所の状況を把握するため、下記のことについてお答え下さい。】

- 過去2年間において国税の納付を・・・(している・していない)
- 労働保険に加入を・・・(している・していない)
- 源泉徴収事務を・・・(している・していない)
- 技能実習生の宿舍の用意を・・・(出来る・出来ない)
- 過去3年間に不法労働者を雇用して入国管理局の摘発を・・・(受けた・受けていない)

◆技能実習生受入予定企業必要書類(後日下記の書類が必要となります)

- ①会社の登記簿模謄本(個人企業の場合は、住民票)
- ②損益計算書・貸借対照表(直近の年度)
- ③常勤職員数を明らかにする資料【社会保険・被保険者報酬月額算定基礎届写し】